

○西東京市私立幼稚園等就園奨励費補助金交付要綱

第1 趣旨

この要綱は、私立幼稚園及び幼稚園類似の施設（以下これらを「私立幼稚園等」という。）に就園している幼児の保護者に対する西東京市私立幼稚園等就園奨励費補助金（以下「補助金」という。）を交付することにより、幼児教育の振興と充実を図ることを目的とする。

第2 用語の定義

この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 私立幼稚園 学校教育法（昭和22年法律第26号）に定める私立の幼稚園をいう。
- (2) 幼稚園類似の施設 私立幼稚園等園児保護者負担軽減事業費補助金交付要綱（昭和58年7月12日付58総学一第138号総務局長決定）に規定する幼稚園類似の幼児施設をいう。
- (3) 幼児 毎年4月1日以後において、次のいずれかに該当する満3歳から小学校就学の始期までの者をいう。ただし、学校教育法第18条の規定により、就学させる義務を猶予又は免除された保護者の子が私立幼稚園等に通園している場合には、これらの者も含めることができる。
 - ア 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第5条の規定により西東京市の住民基本台帳に記録されている者又は市長が西東京市の市民とみなした者
 - イ 東日本大震災（平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。）又はこれに類する災害等で被災した等の理由により西東京市に住居を移した者で、市長が西東京市の市民とみなしたもの
- (4) 保護者 幼児と同一の世帯に属し、私立幼稚園等に保育料を納入する義務を負っている者をいう。
- (5) 区市町村民税の所得割額 租税特別措置法（昭和32年法律第26号）による住宅借入金等特別税額控除、配当控除、外国税額控除及び寄附金税額控除の適用前の額をいう。
- (6) ひとり親世帯等 保護者又は保護者と同一の世帯に属する者が以下に該当する世帯をいう。
 - ア 生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第2項に規定する要保護者（以下「要保護者」という。）
 - イ 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）による配偶者のない者で現に児童を扶養している者
 - ウ 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けた者（在宅の者に限る。）
 - エ 療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日厚生省発児第156号）の規定により療育

手帳の交付を受けた者（在宅の者に限る。）

オ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者（在宅の者に限る。）

カ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）に定める特別児童扶養手当の支給対象児童（在宅の者に限る。）

キ 国民年金法（昭和34年法律第141号）に定める国民年金の障害基礎年金の受給者その他適当な者（在宅の者に限る。）

ク その他市長が要保護者に準ずる程度に困窮していると認める者

(7) 寡婦（寡夫）控除のみなし適用を受ける世帯 地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第11号に規定する寡婦又は同項第12号に規定する寡夫（以下これらを「寡婦等」という。）でない者であつて、母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令（昭和39年政令第224号）第1条第2号又は第1条の2第2号に掲げる現に婚姻をしていないものをいう。

(8) 保護者と生計を一にする兄・姉等 保護者と生計を一にし、次のいずれかに該当する者をいう。

ア 保護者が現に監護する未成年

イ 未成年であったときに、保護者が現に監護していた者

ウ 保護者又はその配偶者の直系卑属（ア及びイを除く。）

第3 補助対象及び補助金の額

市長は、私立幼稚園等に就園している幼児（以下「園児」という。）の入園料及び保育料を納入した保護者に対し、次の各号に掲げる園児の世帯に係る当該各号に定める額を交付するものとする。ただし、入園料及び保育料の額が次の各号に定める額を下回る場合は、当該入園料及び保育料の額を補助金の額とする。

(1) 別表第1に該当する世帯

ア 私立幼稚園に就園し、及び当該年度に学校教育法に規定する小学校1年生以上の年齢にある兄又は姉を有しない世帯

イ 私立幼稚園に就園し、及び当該年度に学校教育法に規定する小学校4年生以上の兄又は姉を有する、当該年度に納付すべき区市町村民税の所得割額が77,101円以上の世帯

(2) 別表第1の2に該当する世帯

ア 私立幼稚園に就園し、及び当該年度に学校教育法に規定する小学校1年生から3年生までに就学できる年齢にある兄又は姉を有する世帯

イ 私立幼稚園に就園し、及び当該年度に学校教育法に規定する小学校4年生以上の兄又は姉を有する、当該年度に納付すべき区市町村民税の所得割額が77,100円以下の世帯

(3) 別表第2に該当する世帯

ア 幼稚園類似の施設に就園し、及び当該年度に学校教育法に規定する小学校1

年生以上の年齢にある兄又は姉を有しない世帯

イ 幼稚園類似の施設に就園し、及び当該年度に学校教育法に規定する小学校4年生以上の兄又は姉を有する、当該年度に納付すべき区市町村民税の所得割額が77,101円以上の世帯

(4) 別表第2の2に該当する世帯

ア 幼稚園類似の施設に就園し、及び当該年度に学校教育法に規定する小学校1年生から3年生までに就学できる年齢にある兄又は姉を有する世帯

イ 幼稚園類似の施設に就園し、及び当該年度に学校教育法に規定する小学校4年生以上の兄又は姉を有する、当該年度に納付すべき区市町村民税の所得割額が77,100円以下の世帯

第4 補助金の交付申請等

補助金の交付を受けようとする園児の保護者は、西東京市私立幼稚園等就園奨励費補助金交付申請書兼請求書（以下「申請・請求書」という。）により市長に申請及び請求をするものとする。

2 申請・請求書には、園児の保護者の当該年度の区市町村民税の課税（非課税）証明書又は区市町村民税の納税通知書の写し（以下これらを「課税証明書等」という。）を添付するものとする。ただし、市長が申請者の同意を得て、公簿等によりその内容を確認することができる書類については、添付を省略することができるものとする。

3 前項本文の規定にかかわらず、生活保護法の規定による保護を受けている世帯（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）の規定により支援給付を受けている者が園児を養育している場合を含む。以下同じ。）にあつては、課税証明書等を福祉事務所長の証明書によって代えることができるものとする。

4 ひとり親世帯等については、次に掲げる書類を申請・請求書に添付するものとする。ただし、市長が申請者の同意を得て、公簿等によりその内容を確認することができる書類については、添付を省略することができるものとする。

(1) 第2第6号イに該当する世帯にあつては、申請者及び児童の戸籍全部事項証明書又は西東京市児童育成手当条例（平成13年西東京市条例第109号）第4条に規定する育成手当を受給していることを証明する書類若しくは児童扶養法施行規則（昭和36年外厚生省令第51号）第16条の規定により交付された児童扶養手当証書の写し

(2) 第2第6号ウに該当する世帯にあつては、身体障害者手帳の写し

(3) 第2第6号エに該当する世帯にあつては、療育手帳の写し

(4) 第2第6号オに該当する世帯にあつては、精神障害者保健福祉手帳の写し

(5) 第2第6号カに該当する世帯にあつては、特別児童扶養手当証書の写し

(6) 第2第6号キに該当する世帯にあつては、年金証書の写し

(7) 第2第6号ア及びクに該当する世帯にあつては、市長が必要と認める書類

5 寡婦（寡夫）控除のみなし適用を受ける世帯にあつては、申請・請求書に戸籍全

部事項証明書及び児童扶養手当証書の写しを添付するものとする。

第5 補助金の交付の決定

市長は、第4第1項の規定により申請及び請求を受けたときは、申請・請求書及びそれらの関係書類を審査し、補助金の交付をするか否かを決定し、西東京市私立幼稚園等就園奨励費補助金交付決定通知書又は西東京市私立幼稚園等就園奨励費補助金不交付決定通知書により申請者に通知するものとする。

第6 補助金の交付等

市長は、申請日の属する年度の1月末日までに補助金の交付の決定を受けた者(以下「補助決定者」という。)に対して第5の規定により決定した補助金を交付し、及び確定するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金を交付するに当たり、園児の在園する私立幼稚園等に対し、園児在園及び保育料等納入証明書その他市長が必要と認める書類の提出を求め、その提出をもって園児の保護者から補助金の実績報告があったものとみなす。

第7 補助金に係る調査

市長は、必要があると認めるときは、補助金の交付を受けた補助決定者に対し、補助金に関し必要な報告を求め、又は実地において調査を行うことができる。

第8 補助金の交付の決定の取消し

市長は、補助決定者が偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すものとする。

第9 補助金の返還

市長は、第8の規定により補助金の交付の決定の全部又は一部を取消した場合において、当該の取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

第10 その他

この要綱に定めるもののほか、補助金の取扱いに関し必要な事項は、西東京市補助金等交付規則（平成13年西東京市規則第57号）の定めるところによる。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成22年11月4日から施行し、改正後の西東京市私立幼稚園等就園奨励費補助金交付要綱の規定は、同年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から適用する。ただし、第2第3号の規定は、同年7月9日から適用する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

(平成25年度における要件の特例)

2 平成25年度に係る西東京市私立幼稚園等就園奨励費補助金の交付における別表第1から別表第2の2までの規定の適用については、これらの表中「生活保護法の規定による保護を受けている世帯」とあるのは、「生活保護法の規定による保護を受けている世帯及びこれに準ずると市長が認めた世帯」とする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成26年4月1日から適用する。ただし、第4第3項の規定は、同年10月1日から適用する。

(平成26年度における要件の特例)

2 平成26年度に係る西東京市私立幼稚園等就園奨励費補助金の交付における別表第1から別表第2の2までの規定の適用については、これらの表中「生活保護法の規定による保護を受けている世帯」とあるのは、「生活保護法の規定による保護を受けている世帯及びこれに準ずると市長が認めた世帯」とする。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から適用する。

別表第1 (第3関係)

私立幼稚園 (第3第1号に規定する世帯)

階層区分		年額における補助金の限度額		
		第一子	第二子	第三子以降
1	生活保護法の規定による保護を受けている世帯	308,000円	308,000円	308,000円
2	当該年度に納付すべき区市町村民税が非課税となる世帯	272,000円	290,000円	308,000円
	当該年度に納付すべき区市町村民税が非課税となる世帯（ひとり親世帯等）	308,000円	308,000円	308,000円
3	当該年度に納付すべき区市町村民税の所得割が非課税となる世帯	272,000円	290,000円	308,000円
	当該年度に納付すべき区市町村民税の所得割が非課税となる世帯（ひとり親世帯等）	308,000円	308,000円	308,000円
4	当該年度に納付すべき区市町村民税の所得割課税額が34,500円＋（16歳未満の扶養親族の数×21,300円）＋（16歳以上19歳未満の扶養親族の数×11,100円）以下の世帯	115,200円	211,000円	308,000円
	当該年度に納付すべき区市町村民税の所得割課税額が77,100円以下の世帯（ひとり親世帯等）	217,000円	308,000円	308,000円
5	当該年度に納付すべき区市町村民税の所得割課税額が171,600円＋（16歳未満の扶養親族の数×19,800円）＋（16歳以上19歳未満の扶養親族の数×7,200円）以下の世帯	62,200円	185,000円	308,000円
6	上記区分以外の世帯	—	154,000円	308,000円

注1 同一世帯で2人以上に所得がある場合は、当該所得がある者の所得割課税額を合計した額とする。

2 途中入園又は途中退園による補助金の限度額は、在園期間に応じて保育料が支払われている場合、次の算式により算定した額とする。

上記の単価×（保育料の支払月数＋3）÷15（100円未満四捨五入）

- 3 この表において第一子とは、1人が私立幼稚園に就園している場合又は同一世帯から2人以上私立幼稚園に就園している場合の最年長者をいう。
- 4 この表において第二子とは、同一世帯から2人以上私立幼稚園に就園している場合の次年長者をいう。
- 5 この表において第三子以降とは、同一世帯から3人以上私立幼稚園に就園している場合の第一子及び第二子以外の園児をいう。
- 6 学校教育法に定める私立の幼稚園（子ども・子育て支援法に定める特定教育・保育施設であるものに限る。）、児童福祉法（昭和22年法律第164号）に定める保育所、東京都認定こども園の認定要件に関する条例（平成18年東京都条例第174号）により認定を受けた認定こども園若しくは学校教育法に定める特別支援学校の幼稚部に在籍する幼児又は児童福祉法に定める情緒障害児短期治療施設通所部に入所若しくは児童発達支援若しくは医療型児童発達支援を利用している幼児を就園している人数に含めることができる
- 7 この表において生活保護法の規定による保護を受けている世帯とは、生活保護法第11条第1項に規定する保護を現に受けている世帯とする。
- 8 寡婦（寡夫）控除のみなし適用を受ける世帯にあつては、申請保護者が寡婦等であるものとして区市町村民税の所得割課税額を算出する。3 区市町村民税の所得割課税額は、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）による住宅借入金等特別税額控除、配当控除、外国税額控除及び寄附金税額控除（以下これらを「税額控除等」という。）の適用前の額とする。

別表第1の2（第3関係）

私立幼稚園（第3第2号に規定する世帯）

階層区分		年額における補助金の限度額	
		第二子	第三子以降
1	生活保護法の規定による保護を受けている世帯	308,000円	308,000円
2	当該年度に納付すべき区市町村民税が非課税となる世帯	272,000円	308,000円
	当該年度に納付すべき区市町村民税が非課税となる世帯（ひとり親世帯等）	308,000円	308,000円
3	当該年度に納付すべき区市町村民税の所得割が非課税となる世帯	253,000円	308,000円
	当該年度に納付すべき区	308,000円	308,000円

	市町村民税の所得割が非課税となる世帯（ひとり親世帯等）		
4	当該年度に納付すべき区市町村民税の所得割課税額が34,500円＋（16歳未満の扶養親族の数×21,300円）＋（16歳以上19歳未満の扶養親族の数×11,100円）以下の世帯	211,000円	308,000円
	当該年度に納付すべき区市町村民税の所得割課税額が77,100円以下の世帯（ひとり親世帯等）	308,000円	308,000円
5	当該年度に納付すべき区市町村民税の所得割課税額が171,600円＋（16歳未満の扶養親族の数×19,800円）＋（16歳以上19歳未満の扶養親族の数×7,200円）以下の世帯	185,000円	308,000円
6	上記区分以外の世帯	154,000円	308,000円

注1 同一世帯で2人以上に所得がある場合は、当該所得のある者の所得割課税額を合計した額とする。

2 途中入園又は途中退園による補助金の限度額は、在園期間に応じて保育料が支払われている場合、次の算式により算定した額とする。

上記の単価×（保育料の支払月数＋3）÷15（100円未満四捨五入）

3 この表において第二子とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

(1) 小学校1年生から3年生までに就学できる年齢にある兄又は姉を1人有しており、同一世帯から私立幼稚園に就園している場合の最年長者

(2) 第4区分以下の世帯のうち、小学校4年生以上の兄又は姉を1人有しており、同一世帯から私立幼稚園に就園している場合の最年長者

4 この表において第三子以降とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

(1) 小学校1年生から3年生までに就学できる年齢にある兄又は姉を1人有しており、同一世帯から2人以上私立幼稚園に就園している場合の次年長者以降の園児

(2) 小学校1年生から3年生までに就学できる年齢にある兄又は姉を2人以上有

している私立幼稚園に就園している園児

(3) 第4区分以下の世帯のうち、小学校4年生以上の兄又は姉を1人有しており、同一世帯から2人以上私立幼稚園に就園している場合の次年長者以降の園児

(4) 第4区分以下の世帯のうち、小学校1年生以上の兄又は姉を2人以上有している私立幼稚園に就園している園児

5 学校教育法に定める私立の幼稚園（子ども・子育て支援法に定める特定教育・保育施設であるものに限る。）、児童福祉法に定める保育所、東京都認定こども園の認定要件に関する条例により認定を受けた認定こども園若しくは学校教育法に定める特別支援学校の幼稚部に在籍する幼児又は児童福祉法に定める情緒障害児短期治療施設通所部に入所若しくは児童発達支援若しくは医療型児童発達支援を利用している幼児を就園している人数に含めることができる。

6 この表において生活保護法の規定による保護を受けている世帯とは、生活保護法第11条第1項に規定する保護を現に受けている世帯とする。

7 寡婦（寡夫）控除のみなし適用を受ける世帯にあつては、申請保護者が寡婦等であるものとして区市町村民税の所得割課税額を算出する。

別表第2（第3関係）

幼稚園類似の施設（第3第3号に規定する世帯）

階層区分		年額における補助金の限度額		
		第一子	第二子	第三子以降
1	生活保護法の規定による保護を受けている世帯	47,280円	61,560円	85,560円
2	当該年度に納付すべき区市町村民税が非課税となる世帯	47,280円	61,560円	85,560円
3	当該年度に納付すべき区市町村民税の所得割が非課税となる世帯	35,760円	54,000円	83,280円
4	当該年度に納付すべき区市町村民税の所得割課税額が34,500円＋（16歳未満の扶養親族の数×21,300円）＋（16歳以上19歳未満の扶養親族の数×11,100円）以下の世帯	27,120円	47,640円	81,600円
5	当該年度に納付すべき区市町村民税の所得割課税額が171,600円＋（16歳未満の扶養親族の数×19,800円）＋（16歳以上19歳	19,080円	42,240円	79,920円

未満の扶養親族の数×7,200円) 以下の世帯			
----------------------------	--	--	--

- 注1 同一世帯で2人以上に所得がある場合は、当該所得のある者の所得割課税額を合計した額とする。
- 2 途中入園又は途中退園による補助金の限度額は、在園期間に応じて保育料が支払われている場合、次の算式により算定した額とする。
上記の単価×(保育料の支払月数+3)÷15(100円未満四捨五入)
- 3 この表において第一子とは、1人が幼稚園類似の施設に就園している場合又は同一世帯から2人以上私立幼稚園に就園している場合の最年長者
- 4 この表において第二子とは、同一世帯から2人以上幼稚園類似の施設に就園している場合の次年長者
- 5 この表において第三子以降とは、同一世帯から3人以上幼稚園類似の施設に就園している場合の第一子及び第二子以外の園児
- 6 学校教育法に定める私立の幼稚園(子ども・子育て支援法に定める特定教育・保育施設であるものを含む。)、児童福祉法に定める保育所、東京都認定こども園の認定要件に関する条例により認定を受けた認定こども園若しくは学校教育法に定める特別支援学校の幼稚部に在籍する幼児又は児童福祉法に定める情緒障害児短期治療施設通所部に入所若しくは児童発達支援若しくは医療型児童発達支援を利用している幼児を就園している人数に含めることができる。
- 7 この表において生活保護法の規定による保護を受けている世帯とは、生活保護法第11条第1項に規定する保護を現に受けている世帯とする。
- 8 寡婦(寡夫)控除のみなし適用を受ける世帯にあつては、申請保護者が寡婦等であるものとして区市町村民税の所得割課税額を算出する。

別表第2の2(第3関係)

幼稚園類似の施設(第3第4号に規定する世帯)

階層区分		年額における補助金の限度額	
		第二子	第三子以降
1	生活保護法の規定による保護を受けている世帯	52,320円	57,000円
2	当該年度に納付すべき区市町村民税が非課税となる世帯	52,320円	57,000円
3	当該年度に納付すべき区市町村民税の所得割が非課税となる世帯	42,000円	48,000円
4	当該年度に納付すべき区市町村民税の所得割課税額が34,500円	34,320円	40,920円

	+ (16歳未満の扶養親族の数×21,300円) + (16歳以上19歳未満の扶養親族の数×11,100円) 以下の世帯		
5	当該年度に納付すべき区市町村民税の所得割課税額が171,600円 + (16歳未満の扶養親族の数×19,800円) + (16歳以上19歳未満の扶養親族の数×7,200円) 以下の世帯	27,000円	34,560円

注1 同一世帯で2人以上に所得がある場合は、当該所得のある者の所得割課税額を合計した額とする。

2 途中入園又は途中退園による補助金の限度額は、在園期間に応じて保育料が支払われている場合、次の算式により算定した額とする。

上記の単価×(保育料の支払月数+3)÷15(100円未満四捨五入)

3 この表において第二子とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

- (1) 小学校1年生から3年生までに就学できる年齢にある兄又は姉を1人有しており、同一世帯から私立幼稚園に就園している場合の最年長者
- (2) 第4区分以下の世帯のうち、小学校4年生以上の兄又は姉を1人有しており、同一世帯から私立幼稚園に就園している場合の最年長者

4 この表において第三子以降とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

- (1) 小学校1年生から3年生までに就学できる年齢にある兄又は姉を1人有しており、同一世帯から2人以上幼稚園類似の施設に就園している場合の次年長者以降の園児
- (2) 小学校1年生から3年生までに就学できる年齢にある兄又は姉を2人以上有している幼稚園類似の施設に就園している園児
- (3) 第4区分以下の世帯のうち、小学校4年生以上の兄又は姉を1人有しており、同一世帯から2人以上幼稚園類似の施設に就園している場合の次年長者以降の園児
- (4) 第4区分以下の世帯のうち、小学校1年生以上の兄又は姉を2人以上有している幼稚園類似の施設に就園している園児

5 学校教育法に定める私立の幼稚園(子ども・子育て支援法に定める特定教育・保育施設であるものを含む。)、児童福祉法に定める保育所、東京都認定こども園の認定要件に関する条例により認定を受けた認定こども園若しくは学校教育法に定める特別支援学校の幼稚部に在籍する幼児又は児童福祉法に定める情緒障害児短期治療施設通所部に入所若しくは児童発達支援若しくは医療型児童発達支援を利用している幼児を就園している人数に含めることができる。

6 この表において生活保護法の規定による保護を受けている世帯とは、生活保護法第11条第1項に規定する保護を現に受けている世帯とする。

7 寡婦（寡夫）控除のみなし適用を受ける世帯にあつては、申請保護者が寡婦等であるものとして区市町村民税の所得割課税額を算出する。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

（平成28年度における要件の特例）

2 平成28年度に係る西東京市私立幼稚園等就園奨励費補助金の交付における別表第1から別表第2の2までの規定の適用については、これらの表中「生活保護法の規定による保護を受けている世帯」とあるのは、「生活保護法の規定による保護を受けている世帯及びこれに準ずると市長が認めた世帯」とする。